

長期使用製品安全点検 ・表示制度のおしらせ

平成21年4月1日から施行

長期使用製品安全 **点検** 制度が導入された背景

平成19年2月に小型ガス湯沸器に係る重大製品事故などが製品の経年劣化が主要原因となる重大事故が発生しました。

このために第168回臨時国会において、「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」が成立して平成19年11月21日に公布され、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、経年劣化による製品事故を未然に防止するため、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度(長期使用製品安全点検制度)が設けられました。

点検制度の対象製品(特定保守製品)

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)

屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用、LPガス用)

石油給湯機

石油ふろがま

密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機

ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

計9品目

長期使用製品安全 **表示** 制度が導入された背景

長期使用製品安全点検制度の趣旨と同様に、経年劣化による重大事故の発生率はたかかないものの、その残存台数が多く、長期間使用されることが多いために事故件数が多い製品について、設計上の標準試用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。

消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

表示制度の対象製品

扇風機

エアコン

換気扇

洗濯機

ブラウン管テレビ

計5品目

長期使用製品安全 点検 制度の概要 ～安全に長く使うために～

特定製造事業者等の義務と責務

対象者 パロマ

特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者（特定製造事業者等）は、製品の技術情報を持ちうる者であることから、製品の所有者に対して点検等の保守に関する情報を提供し、所有者の保守に関する取組をサポートするための役割を担います。

- ① 経済産業局長への事業の届出義務
- ② 設計標準使用期間及び点検期間の設定義務
- ③ 製品への表示義務
- ④ 製品への書面及び所有者票の添付義務
- ⑤ 製品の所有者情報の管理義務
- ⑥ 点検等の保守サポート体制の整備義務
- ⑦ 点検通知義務及び点検実施義務

特定保守製品取引事業者等の義務と責務

対象者 お取引事業者様

販売事業者、不動産販売事業者及び建物建築請負事業者等（特定保守製品取引事業者）は、製品の所有者となる取得者の安全に配慮し、点検等の保守や所有者情報の提供（登録・変更）等と、その協力の必要性を説明し、製品の所有者の制度理解を深めるための役割を担います。

- ① 所有者への引渡し時の説明義務
- ② 所有者情報の提供の協力責務

所有者（消費者、家屋賃貸人等）の責務

対象者 ユーザー、アパートなどの大家様

特定保守製品の所有者は、製品の製造・輸入事業者（特定製造事業者等）に対して、所有者情報を提供（登録・変更）する責務を負います。また、製品の所有者は、製品事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、点検等の保守に努めるものとし、特に、製品の賃貸業者（家屋賃貸人等）は賃貸人の安全に配慮すべき立場にあることからその保守が求められます。

- ① 特定製造事業者等（パロマ）への所有者情報の提供の責務
- ② 特定保守製品の点検等の保守の責務

関連事業者の責務

対象者 不動産仲介事業者、修理・設置、ガス・電気・石油供給事業者等

特定保守製品の取引の仲介（不動産取引仲介事業者等）、修理・設置、ガス・電気・石油供給を行う事業者（関連事業者）は、製品の所有者に対して、点検等の保守や所有者情報の提供（登録・変更）等の必要性についての情報提供を行い、所有者の取組をサポートするための役割を担います。

- ① 所有者情報の提供の責務

長期使用製品安全 表示 制度の概要

義務

「電気用品の技術上の基準を定める省令」に追加された技術基準の項目（下図）の遵守

電気用品安全法といった製品ごとの個別法の技術基準省令によって対応

表示イメージ図



【製造年】20XX年
【設計上の標準使用期間】△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

長期使用製品安全点検制度の流れ

特定製造事業者等※

パロマ

対象者

- ・ 特定保守製品の製造事業者
※OEM製造の場合は、基本的にブランド事業者が該当します。
- ・ 特定保守製品の輸入事業者

義務

- (1) 経済産業局長への事業の届出義務
- (2) 設計標準使用期間及び点検期間の設定義務
- (3) 製品への表示義務
- (4) 製品への書面及び所有者票の添付義務
- (5) 製品の所有者情報の管理義務
- (6) 点検通知義務及び点検実施義務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

(7) 点検等の保守サポート体制の整備義務

施工日以前の既販品も対象

特定保守製品取引事業者※

お取引事業者様

対象者

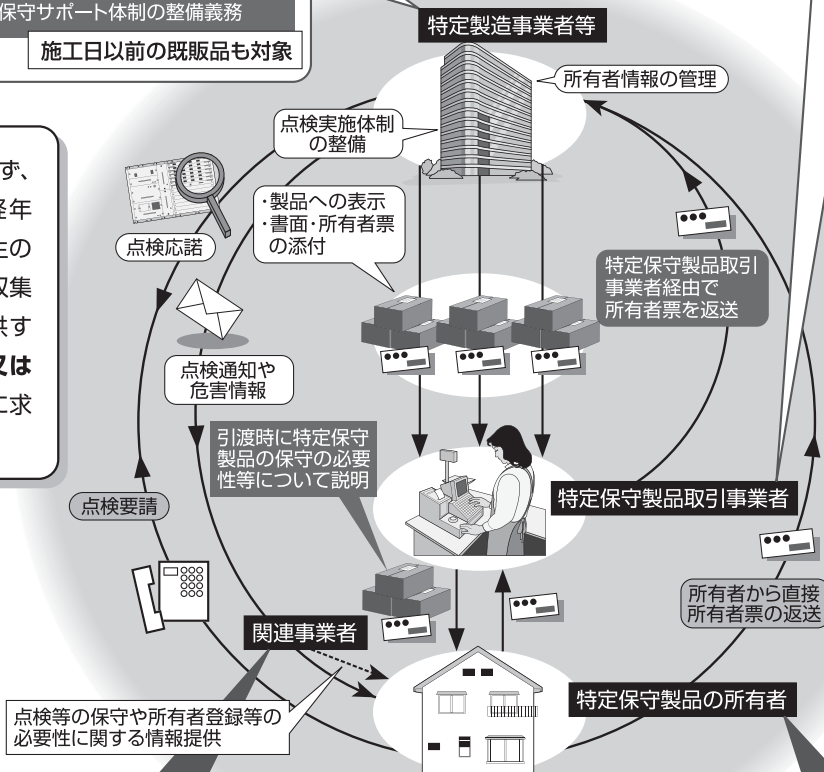
- ・ 特定保守製品の製造事業者
- ・ 不動産販売事業者
- ・ 建物建築請負事業者 等

義務

- (1) 所有者への引渡時の説明義務
- (2) 所有者に対する、特定製造事業者等への所有者情報の提供の協力義務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

※特定保守製品に限らず、消費生活用製品の経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、一般消費者に提供することが**製造、輸入又は小売り販売の事業者**に求められます。



関連事業者

対象者

- ・ 特定保守製品の取引を仲介する事業者 (不動産取引仲介事業者等)
- ・ 修理・設置事業者
- ・ ガス・電気・石油供給事業者 等

義務

- (1) 所有者への情報提供の義務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

所有者

ユーザー・アパートなどの大家様

対象者

- ・ 特定保守製品を所有する消費者等
- ・ 特定保守製品の賃貸業者(家屋賃貸人等)

義務

- (1) 特定製造事業者等への所有者情報の提供の義務
- (2) 特定保守製品の点検等の保守の義務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

